

(証券コード 3174)
2023年11月9日

株 主 各 位

東京都中央区銀座一丁目16番1号
株式会社ハピネス・アンド・ディ
代表取締役社長 田 篤 史

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.happiness-d.co.jp>
（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「招集ご通知・決算ご通知」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ハピネス・アンド・ディ」又は「コード」に当社証券コード「3174」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年11月28日（火曜日）午後6時15分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年11月29日（水曜日） 午前10時（開場午前9時30分）
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館9階 会議室
※ 末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
※ ご出席の株主様へのお土産は、ご用意いたしております。
ん。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
3. 目的事項
報告事項
1. 第33期（2022年9月1日から2023年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第33期（2022年9月1日から2023年8月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役1名選任の件 |

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
①連結計算書類の「連結注記表」
②計算書類の「個別注記表」
したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

(添付書類)

事業報告

(自 2022年9月1日)
(至 2023年8月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

当社は、2022年12月1日を取得日として株式会社A b H e r i (アベリ) を連結子会社化し、連結決算に移行しております。

事業の経過及び成果

当連結会計年度の当社グループを取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症が5月には5類へ移行され、行動制限や入国規制の緩和等により緩やかな景気回復が期待される状況になる一方で、ロシア・ウクライナ情勢の長期化とともに、円安進行とエネルギー価格の上昇等により、電気料金や食料品等の生活基盤に関わる値上げが続いており、消費マインドの冷え込みが懸念されるなど厳しい経営環境が続いております。

このような状況下で、当社単体では、アプリと社内システムの連携を図るDX投資、外訪型・在宅型のセールスセンター構築へ向けた人材投資、プライベートブランド(PB)商品の開発パイプライン構築、オンラインとオフラインを融合させたOMO型店舗の準備、事業の成長とサステナビリティの融合を目指した社会貢献への取組み等を引き続き推進してまいりました。また、宝飾部門の強化策として、2022年12月にジュエリーの都市型店舗展開で強いブランド力を有する株式会社A b H e r i を100%連結子会社化し、グループとして事業領域の拡大も図りました。

上記当社単体におけるDX投資といたしましては、店舗DXの中心となる「ABCシステム(注)」が当社全店で稼働いたしました。これによりお客様のスマートフォンアプリを店内ビーコンが検知することで、当社CRMにおいて統合されたお客様それぞれの購買履歴等の確認が容易となり、その場のお客様にカスタマイズされた接客・商品提案等が可能となります。お客様の来店をチェックインとして感知し、お客様と販売スタッフの一人ひとりのつながりのサポートを実現してまいります。

(注)ABCシステム：お客様のアプリ(Application)、店内ビーコン(Beacon)、顧客情報管理システム(Crm)の頭文字をとった社内システムの総称。

店舗展開といたしましては、10月に土岐店（岐阜県）、4月に豊川店（愛知県）及び樫原店（奈良県）を出店、1月に長久手店（愛知県）を閉店いたしました。また、既存店舗の活性化として10月に北見店を移転リニューアルしたほか、大和郡山店・羽生店・新居浜店・秋田店・倉敷店・座間店の改装を実施いたしました。A b H e r i 直営店3店舗を加えますと、8月末現在の当社グループ店舗数は91店舗となりました。

また、一部の不採算店舗10店舗については、2024年8月期における閉店の決定を行い、収支改善へ向けての取り組みを強化いたしました。

業績面におきましては、当社の年末年始商戦において諸物価の急激な高騰が重なり、主力である海外ブランド商品も価格高騰の影響を受けました。春先以降はマーチャンダイジング（MD）見直しによる客数対策を進めましたが、高価格帯商材の購買意欲の回復が伴わず、単価の伸び悩みの状況が続きました。一方、時計を中心に適正水準への在庫圧縮に努めるとともに、好調な金商品については品揃えの拡充に努めました。なお、A b H e r i は海外インバウンド需要を中心に業績は堅調に推移いたしました。販売費及び一般管理費におきましては、その削減に努めたものの、人件費と光熱費高騰の外部環境の影響によりコストアップとなったこと、将来を見据えた人材投資・DX投資に関わる費用が増加したことで、前年を上回る結果となりました。

当社グループにおける商品区別の売上高は以下のとおりです。

- ・宝飾品は、A b H e r i は高価格商品が堅調に推移したものの、ブランドショップハピネスは原材料高騰による価格上昇の影響を受けました。ただ、金商品の販売が好調であったことで、売上高 2,875,017千円となりました。
- ・時計は、価格上昇により海外ブランド時計の販売が大幅に落ち込んだものの、MD見直しをメンズ向け商品中心に取り組み、売上高 2,532,305千円となりました。
- ・バッグ・小物は、主力である海外ブランドの価格高騰による買い控えの傾向が顕著となったものの、オリジナルブランドH&Dの革小物は堅調に推移し、売上高 7,335,271千円となりました。

<商品区分別売上高>

	当連結会計年度	前事業年度
宝飾品(千円)	2,875,017	2,543,292
時計(千円)	2,532,305	3,349,434
バッグ・小物(千円)	7,335,271	7,716,188
合計(千円)	12,742,594	13,608,915

※当連結会計年度は株式会社A b H e r i の売上高を含んでおります。なお、参考情報として記載している前事業年度の数値は、当社単体の売上高であります。

なお、上記のほか、雇用調整助成金 1,807千円等を特別利益に計上いたしました。また、特別損失として、店舗の改装等に伴う固定資産廃棄損 3,309千円、不振店の閉店の決定等に伴う店舗閉鎖損失引当金繰入額 20,780千円、減損損失 187,131千円を計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は 12,742,594千円、営業損失 216,799千円、経常損失 243,762千円、親会社株主に帰属する当期純損失 668,051千円となりました。

なお、当連結会計年度は連結計算書類作成の初年度にあたるため、前連結会計年度及び前連結会計年度末との比較は行っておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備
 - ・新規出店（ブランドショップハピネス土岐店・豊川店・榎原店）に伴う造作・附属設備等への投資実施（投資金額105,958千円）
 - ・既存店（ブランドショップハピネス羽生店・新居浜店・秋田店・北見店、本社、アベリ銀座店）改装等に伴う設備投資（投資金額123,954千円）
 - ・システム導入等のシステム投資（投資金額46,907千円）
- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充
該当事項はありません。
- ③ 重要な固定資産の売却、廃棄、滅失
 - ・既存店（ブランドショップハピネス北見店・本社）改装等に伴う造作・附属設備等の廃棄（損失金額2,740千円）

(3) 資金調達の様況

- ① 当連結会計年度中の金融機関からの借入、返済状況
金融機関から2,800百万円借入れ、2,109百万円返済いたしました。
- ② 当連結会計年度中の金融機関を引き受け先とした私募債の発行、償還状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く状況は、コロナによる人流の制限等も正常化され、インバウンド需要の回復が期待される一方で、円安進行・諸物価の高騰が続くことも懸念され、小売業界にとって依然厳しい経営環境が続くものと思われます。

このような環境において当社グループは、外部環境の変化を踏まえたグループ戦略に主眼を置いた、新たな中期経営計画を策定いたしました（詳細は2023年10月3日公表「中期経営計画（2024年8月期～2026年8月期）について」をご確認ください）。

ハピネス・アンド・ディの構造改革、新規事業の子会社設立、M&Aの積極化、AbHeriの展開拡大等を進め、早期の黒字化を図ってまいります。

翌連結会計年度2024年8月期の具体的取り組みは以下のとおりです。

①ハピネス・アンド・ディの構造改革

i) 商品改革

環境変化への対応として輸入ブランド雑貨・時計を縮小し、利益率の高い宝飾・プライベートブランドの拡充を推進してまいります。

ii) 不採算店舗の閉店（10店舗決定済）による収支の改善

期中において、契約期間満了店舗も含めて、不採算店舗を順次閉店し、店舗の整理統合を進めることで、収支の改善に取り組んでまいります。閉店による収支改善が通期決算として寄与するのは2025年8月期となります。

②株式会社No.（ナンバー）の設立によるジュエリー新規事業の開発

2023年10月6日に100%子会社である株式会社No.を設立いたしました。

初年度は商品開発期と位置づけ、市場調査・商品企画を中心に展開し、2025年8月期以降の収益化を計画しております。

③M&Aを積極的に推進

当社グループは、今後さらなる業績・事業規模の拡大を図り、持続的な成長をしていくために、新たな収益機会となり得るM&Aを積極的に推進してまいります。高いシナジー効果が得られる企業を幅広く対象とし、検討・交渉を進めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第33期 (当連結会計年度)
		2023年8月期
売 上 高 (百万円)		12,742
経 常 損 失 (△) (百万円)		△243
親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (百万円)		△668
1株当たり当期純損失 (△) (円)		△263.44
総 資 産 額 (百万円)		9,093
純 資 産 額 (百万円)		1,503
1株当たり純資産額 (円)		572.01

(注) 当社は、当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度以前の財産及び損益の状況については記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第30期	第31期	第32期	第33期 (当事業年度)
		2020年8月期	2021年8月期	2022年8月期	2023年8月期
売 上 高 (百万円)		17,569	18,311	13,608	12,359
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)		81	△78	191	△289
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)		△189	△124	89	△683
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失(△) (円)		△76.01	△49.02	35.36	△269.71
総 資 産 額 (百万円)		10,419	10,130	9,258	8,907
純 資 産 額 (百万円)		2,340	2,174	2,214	1,487
1株当たり純資産額 (円)		892.89	824.75	846.98	565.76

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第32期の期首から適用しており、第32期以降の売上高は当該会計基準を適用した後の金額となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社AbHeri	49百万円	100%	宝飾・貴金属の製造、卸売、小売業

(注) 2022年12月1日に株式会社AbHeriの全株式を取得し同社を連結子会社としております。

(7) 主要な事業内容 (2023年8月31日現在)

当社グループは株式会社ハピネス・アンド・ディ及び株式会社AbHeriで構成されております。

① 株式会社ハピネス・アンド・ディは、インポートブランドを中心とした宝飾品、時計及びバッグ・小物等の販売であり、主として大都市周辺部及び地方都市の大型ショッピングセンターに、セレクトショップとして「ハピネス」、 「GINZA Happiness」の店舗を出店しております。

また、2016年8月期よりEC事業に本格参入し、自社公式通販サイトのほか、Yahoo・楽天等のショッピングサイトに出店しております。

オリジナルブランド商品として、H&Dを展開しております。

② 株式会社AbHeriは、ジュエリーを自社工房でデザインから一貫して製作し、卸売りに加えて都市型直営店及び通販サイトでの販売において、強いブランド力を有しております。

(8) 主要な事業所

(2023年8月31日現在)

①当社

地域	事業所の名称	所在地
本社		東京都中央区
北海道地区 (7店舗)	ハビネス札幌店	北海道札幌市清田区 イオンモール札幌平岡内
	ハビネス札幌苗穂店	北海道札幌市東区 イオンモール札幌苗穂内
	ハビネス帯広店	北海道帯広市 イオン帯広内
	ハビネス北見店	北海道北見市 イオン北見内
	ハビネス釧路店	北海道釧路郡釧路町 イオン釧路内
	ハビネス上磯店	北海道北斗市 イオン上磯内
	ハビネス旭川西店	北海道旭川市 イオンモール旭川西内
東北地区 (10店舗)	ハビネス下田店	青森県上北郡おいらせ町 イオンモール下田内
	ハビネスつがる柏店	青森県つがる市 イオンモールつがる柏内
	ハビネス盛岡店	岩手県盛岡市 イオンモール盛岡内
	ハビネス名取店	宮城県名取市 イオンモール名取内
	ハビネス新利府店	宮城県宮城郡利府町 イオンモール新利府内
	ハビネス石巻店	宮城県石巻市 イオンモール石巻内
	ハビネスいわき小名浜店	福島県いわき市 イオンモールいわき小名浜内
	ハビネス秋田店	秋田県秋田市 イオンモール秋田内
	ハビネス大曲店	秋田県大仙市 イオンモール大曲内
	ハビネス天童店	山形県天童市 イオンモール天童内
関東地区 (22店舗)	ハビネスパルナ店	茨城県稲敷市 パルナSC内
	ハビネス下妻店	茨城県下妻市 イオンモール下妻内
	ハビネス水戸店	茨城県水戸市 イオンモール水戸内原内
	GINZA Happiness 鹿嶋店	茨城県鹿嶋市 ショッピングセンター チェリオ内
	ハビネスつくば店	茨城県つくば市 イオンモールつくば内
	ハビネス土浦店	茨城県土浦市 イオンモール土浦内
	ハビネス高崎店	群馬県高崎市 イオンモール高崎内
	GINZA Happiness 前橋店	群馬県前橋市 けやきウォーク前橋内
	ハビネス羽生店	埼玉県羽生市 イオンモール羽生内

地域	事業所の名称	所在地
関東地区 (22店舗)	ハピネス越谷店	埼玉県越谷市 イオンレイクタウンkaze内
	ハピネス東松山店	埼玉県東松山市 ピオニウォーク東松山内
	ハピネス春日部店	埼玉県春日部市 イオンモール春日部内
	ハピネス川口店	埼玉県川口市 イオンモール川口内
	GINZA Happiness 新三郷店	埼玉県三郷市 ららぽーと新三郷内
	GINZA Happiness 富士見店	埼玉県富士見市 ららぽーと富士見内
	ハピネス成田店	千葉県成田市 イオンモール成田内
	ハピネス千葉ニュータウン店	千葉県印西市 イオンモール千葉ニュータウン内
	ハピネス幕張新都心店	千葉県千葉市美浜区 イオンモール幕張新都心内
	ハピネス木更津店	千葉県木更津市 イオンモール木更津内
	ハピネス座間店	神奈川県座間市 イオンモール座間内
	ハピネスむさし村山店	東京都武蔵村山市 イオンモールむさし村山内
	ハピネス日の出店	東京都西多摩郡日の出町 イオンモール日の出内
中部地区 (17店舗)	ハピネス長岡店	新潟県長岡市 リバーサイド千秋内
	ハピネス新潟南店	新潟県新潟市 イオンモール新潟南内
	ハピネス高岡店	富山県高岡市 イオンモール高岡内
	GINZA Happiness 富山フアホ [®] レ店	富山県富山市 フューチャーシティフアホ [®] レ内
	ハピネス新小松店	石川県小松市 イオンモール新小松内
	ハピネス白山店	石川県白山市 イオンモール白山内
	ハピネス松本店	長野県松本市 イオンモール松本内
	ハピネス甲府昭和店	山梨県中巨摩郡昭和町 イオンモール甲府昭和内
	ハピネス浜松店	静岡県浜松市西区 イオンモール浜松志都呂内
	GINZA Happiness 磐田店	静岡県磐田市 ららぽーと磐田内
	ハピネス富士宮店	静岡県富士宮市 イオンモール富士宮内
	ハピネス岡崎店	愛知県岡崎市 イオンモール岡崎内
	ハピネス名古屋茶屋店	愛知県名古屋港区 イオンモール名古屋茶屋内
	ハピネス常滑店	愛知県常滑市 イオンモール常滑内
	ハピネス木曽川店	愛知県一宮市 イオンモール木曽川内
ハピネス豊川店	愛知県豊川市 イオンモール豊川内 《当期新設》	
ハピネス土岐店	岐阜県土岐市 イオンモール土岐内 《当期新設》	

地域	事業所の名称	所在地
関西地区 (11店舗)	ハピネス草津店	滋賀県草津市 イオンモール草津内
	ハピネス久御山店	京都府久世郡久御山町 イオンモール久御山内
	ハピネス京都桂川店	京都府京都市南区 イオンモール京都桂川内
	ハピネス泉南店	大阪府泉南市 イオンモールりんくう泉南内
	ハピネス堺北花田店	大阪府堺市北区 イオンモール堺北花田内
	ハピネス四條畷店	大阪府四條畷市 イオンモール四條畷内
	ハピネス神戸店	兵庫県神戸市北区 イオンモール神戸北内
	ハピネス大和郡山店	奈良県大和郡山市 イオンモール大和郡山内
	ハピネス橿原店	奈良県橿原市 イオンモール橿原内《当期新設》
	ハピネス和歌山店	和歌山県和歌山市 イオンモール和歌山内
	ハピネス津南店	三重県津市 イオンモール津南店内
中国・四国 地区 (10店舗)	ハピネス倉敷店	岡山県倉敷市 イオンモール倉敷内
	ハピネス岡山店	岡山県岡山市北区 イオンモール岡山内
	ハピネス鳥取北店	鳥取県鳥取市 イオンモール鳥取北内
	ハピネス日吉津店	鳥取県西伯郡日吉津村 イオンモール日吉津店内
	ハピネス広島府中店	広島県安芸郡府中町 イオンモール広島府中内
	ハピネスおのだ店	山口県山陽小野田市 おのだサンパーク内
	ハピネス綾川店	香川県綾歌郡綾川町 イオンモール綾川内
	ハピネス新居浜店	愛媛県新居浜市 イオンモール新居浜内
	ハピネス高知店	高知県高知市 イオンモール高知内
ハピネス徳島店	徳島県徳島市 イオンモール徳島内	

地域	事業所の名称	所在地
九州・沖縄 地区 (11店舗)	ハピネス八幡東店	福岡県北九州市八幡東区 イオンモール八幡東内
	ハピネス直方店	福岡県直方市 イオンモール直方内
	ハピネス福津店	福岡県福津市 イオンモール福津内
	ハピネス福岡店	福岡県糟屋郡粕屋町 イオンモール福岡内
	ハピネス筑紫野店	福岡県筑紫野市 イオンモール筑紫野内
	ハピネス大分店	大分県大分市 パークプレイス大分内
	ハピネス宮崎店	宮崎県宮崎市 イオンモール宮崎内
	ハピネス延岡店	宮崎県延岡市 イオン延岡内
	ハピネス熊本店	熊本県上益城郡嘉島町 イオンモール熊本内
	ハピネス鹿児島店	鹿児島県鹿児島市 イオンモール鹿児島内
	ハピネス沖縄ライカム店	沖縄県中頭郡北中城村 イオンモール沖縄ライカム内
合計	88店舗	

②子会社
株式会社A b H e r i

地域	事業所の名称	所在地
本 社		東京都千代田区
全国 (3店舗)	アベリ銀座店	東京都中央区 GINZA SIX内
	アベリ新丸の内ビル店	東京都千代田区 新丸の内ビルディング内
	アベリ福岡店	福岡県福岡市中央区 レソラ天神内

(9) 従業員の状況 (2023年8月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
392 (98) 名	— (—)

- (注) 1. 当社グループは宝飾品、時計及びバッグ・小物等の製造・販売業という単一セグメントであるためグループ全体での従業員数を記載しております。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は総労働時間を1日8時間/人で換算し、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
3. 当社グループは、当連結会計年度が連結初年度となりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

② 当社の従業員の状態

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
372 (95) 名	13名増 (10名減)	39.3歳	6.9年

(注) 取締役9名は含まれておりません。臨時従業員数は総労働時間を1日8時間/人で換算し、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況

(2023年8月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社千葉銀行	954百万円
株式会社三井住友銀行	945百万円
株式会社商工組合中央金庫	756百万円
株式会社みずほ銀行	539百万円
株式会社三菱UFJ銀行	472百万円
株式会社りそな銀行	369百万円
株式会社京葉銀行	362百万円
株式会社常陽銀行	233百万円
三井住友信託銀行株式会社	205百万円
株式会社横浜銀行	169百万円
株式会社三十三銀行	150百万円
株式会社東日本銀行	124百万円
株式会社北陸銀行	116百万円
株式会社日本政策金融公庫	26百万円
計	5,426百万円

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、CSR（企業の社会的責任）活動の一環として、NPO法人 児童虐待防止全国ネットワークが総合窓口である、子ども虐待防止のための広報・啓発活動「オレンジリボン運動」を支援しており、オリジナルブランド商品の一部については、バングラディッシュの工場への生産委託、海洋プラスチックを再生した商品の開発を行うなど、社会問題の解決を図る商品開発にも取り組んでおります。

また、当社は、2023年10月3日開催の取締役会において、100%子会社としてジュエリー商品の企画、開発、製造、卸売り、小売、輸出入を目的とした、株式会社N o.（カブシキガイシャナンバー）の設立を決議いたしました。新会社による新ジュエリーブランドの創出と販路の拡大により、ハピネスグループの事業領域及び収益基盤の拡大を図ってまいります。

2. 会社の株式に関する事項（2023年8月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 6,400,000株

(2) 発行済株式の総数 2,581,600株

(注) 譲渡制限付株式としての新株式の発行により、発行済株式の総数は10,500株増加しております。

(3) 株主数 5,176名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
田 篤史	587,500株	23.10%
田 泰夫	558,200	21.95
有限会社DEN	150,000	5.89
野村 正治	107,000	4.20
田 啓子	70,000	2.75
田 裕行	46,400	1.82
ハピネス・アンド・ディ従業員持株会	34,300	1.34
追川 正義	12,100	0.47
新沼 吾史	11,800	0.46
J Pモルガン証券株式会社	10,500	0.41

(注) 1 当社は、自己株式を38,706株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

株主名	持株数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役を除く）	10,500株	6名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「4. (2) ②当事業年度に係る報酬等の総額等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

		第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議日		2013年1月11日	2014年1月14日
新株予約権の数		47個	47個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 9,400株 (新株予約権1個につき200株) (注) 1	普通株式 9,400株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額		1円	1円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり143,900円 (1株当たり719.5円) (注) 1	新株予約権1個当たり144,800円 (1株当たり724円)
権利行使期間		2013年2月1日から 2043年1月31日まで	2014年2月1日から 2044年1月31日まで
行使の条件		(注) 2	(注) 2
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員 である取締役 を除く)	新株予約権の数 47個	新株予約権の数 47個
		目的となる株式数 9,400株	目的となる株式数 9,400株
		保有者数 2名	保有者数 2名

(注) 1 2013年6月27日開催の取締役会決議により、2013年9月1日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

2 取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

		第3回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日		2015年1月14日	2016年1月13日
新株予約権の数		47個	47個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 9,400株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 9,400株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額		1円	1円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり125,000円 (1株当たり625円)	新株予約権1個当たり108,200円 (1株当たり541円)
権利行使期間		2015年1月31日から 2045年1月30日まで	2016年1月30日から 2046年1月29日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員 である取締役 を除く)	新株予約権の数 47個	新株予約権の数 47個
		目的となる株式数 9,400株	目的となる株式数 9,400株
		保有者数 2名	保有者数 3名

(注) 取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日まで
 の間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

		第5回新株予約権	第7回新株予約権
発行決議日		2017年1月13日	2017年12月12日
新株予約権の数		47個	34個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 9,400株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 6,800株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額		1円	1円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり97,700円 (1株当たり488.5円)	新株予約権1個当たり272,000円 (1株当たり1,360円)
権利行使期間		2017年2月1日から 2047年1月31日まで	2018年1月11日から 2048年1月10日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員 である取締役 を除く)	新株予約権の数 47個	新株予約権の数 34個
		目的となる株式数 9,400株	目的となる株式数 6,800株
		保有者数 3名	保有者数 2名

(注) 取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日まで
の間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

		第10回新株予約権
発行決議日		2018年12月11日
新株予約権の数		94個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 9,400株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		1円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり49,700円 (1株当たり497円)
権利行使期間		2019年1月10日から 2049年1月9日まで
行使の条件		(注)
役員の 保有状況	取締役 (監査等委員 である取締役 を除く)	新株予約権の数 94個 目的となる株式数 9,400株 保有者数 2名

(注) 取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日まで
の間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2023年8月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
田 泰 夫	代表取締役会長	—
田 篤 史	代表取締役社長	—
前 原 聡	専務取締役	ジットグループ株式会社 社外取締役 株式会社A b H e r i 代表取締役
高 安 勝	取締役総務部長	—
高 橋 寿 夫	取締役営業本部長	—
丸 山 誠	取締役社長室長 兼店舗開発部長	—
追 川 正 義	取締役(常勤監査等委員)	—
長 谷 川 正 和	取締役(監査等委員)	長谷川正和税理士事務所所長 株式会社オペレーション 代表取締役 株式会社インベーション 社外取締役 フュージョン株式会社 社外監査役
久 保 達 弘	取締役(監査等委員)	松田総合法律事務所パートナー弁護士

- (注) 1 取締役(監査等委員)長谷川 正和氏及び久保 達弘氏は、社外取締役であります。
- 2 取締役(監査等委員)長谷川 正和氏は、税理士であり、税理士事務所と経営コンサルティング会社を経営しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 3 取締役(監査等委員)久保 達弘氏は、松田総合法律事務所パートナー弁護士であり、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 4 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(常勤監査等委員)追川 正義氏並びに取締役(監査等委員)長谷川 正和氏及び久保 達弘氏との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額となっております。
- 5 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、追川 正義氏を常勤の監査等委員として選定しております。
- 6 取締役(監査等委員)長谷川 正和氏及び久保 達弘氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において、取締役(監査等委員)である取締役を除く。以下、「取締役」という。)の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

イ. 目的

取締役の報酬は、取締役に適切な職務執行のインセンティブを付与する手段となりうることから、報酬の決定プロセスの透明化を図り、適切なインセンティブとしての機能を向上させることを目的とする。

ロ. 報酬体系

A. 報酬の種類

取締役の報酬の種類は、固定報酬及び役員賞与並びに譲渡制限付株式報酬とする。

固定報酬は、各取締役の地位や職責を基本に個別評価を加えて決定する。

役員賞与は、年度の業績、目標達成水準等を勘案して決定する。

譲渡制限付株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的とし、各取締役の地位や職責を基本に個別評価を加えて決定する。

B. 種類ごとの比率

株主総会において報酬限度額は、金銭報酬（固定報酬と役員賞与）が年額150,000千円以内、譲渡制限付株式報酬が年額20,000千円以内と決議されていることから、実際の付与にあたってはこの比率7.5:1を目安とする。

ハ. 報酬の決定プロセス

取締役の報酬の額は、固定報酬及び役員賞与並びに譲渡制限付株式報酬いずれも、株主総会において決定された報酬総額の範囲内において取締役会において決定する。個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき、代表取締役会長に委任するものとし、代表取締役会長は、業績、個人の貢献度等を総合的に勘案し、個人別の報酬を決定する。

ニ. 報酬を与える時期

取締役の報酬を与える時期は、固定報酬は取締役選任に係る定時株主総会直後の臨時取締役会において決定し、役員賞与は支給月の前月の取締役会にて決定する。譲渡制限付株式報酬は取締役が職務執行を開始する日から1か月を経過する日までに付与株式数を決議し、当該決議の日から1か月を経過するまでに付与するものとする。

ホ. 今後の対応

法令改正の趣旨を踏まえて、取締役の報酬決定に係る透明性をいっそう高めるための検討を継続する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (名)
		固定報酬	賞与	譲渡制限付 株式	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	74,977 (-)	60,360 (-)	4,890 (-)	9,727 (-)	6 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	12,158 (5,808)	11,658 (5,808)	500 (-)	- (-)	5 (3)
合 計 (うち社外役員)	87,135 (5,808)	72,018 (5,808)	5,390 (-)	9,727 (-)	11 (3)

- (注) 1 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 2 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2018年11月29日開催の第28回定時株主総会において、年額150,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、5名です。また別枠で、2019年11月28日開催の第29回定時株主総会において、年額20,000千円以内の範囲で譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の員数は、5名です。
- 3 上記報酬等の額には、譲渡制限付株式の付与にかかる当事業年度中の費用計上額(取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名9,727千円)を含んでおります。
- 4 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2018年11月29日開催の第28回定時株主総会において、年額15,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名です。
- 5 取締役会は、代表取締役会長 田 泰夫氏に対し、各取締役の固定報酬の額、各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与及び譲渡制限付株式(監査等委員である取締役を除く。)の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

- ・ 取締役長谷川正和氏は、長谷川正和税理士事務所所長、株式会社オペレーション代表取締役、株式会社イノベーション社外取締役及びフュージョン株式会社社外監査役を兼務しております。なお、当社と当該各法人等との間に資本関係及び取引関係はありません。
- ・ 取締役久保達弘氏は、松田総合法律事務所パートナー弁護士を兼務しております。なお当社と当該法人等との間に資本関係及び取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 長谷川 正和	<p>当事業年度に開催された取締役会15回及び監査等委員会14回全てに出席いたしました。</p> <p>税理士及び経営コンサルタントとしての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っているほか、決算監査及び内部統制の運用状況監査を行う等、期待される役割について、その責務を十分に果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社の経理システム並びに内部監査等について、適宜必要な発言を行っております</p>
社外取締役 久保 達弘	<p>2022年11月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回及び監査等委員会10回全てに出席いたしました。</p> <p>弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っているほか、人事労務を含めた法務全般にわたる監査を行う等、期待される役割について、その責務を十分に果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について、適宜必要な発言を行っております。</p>

(4) 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社等である当社代表取締役会長 田 泰夫氏から自己株式を取得しております。当該取引に際しましては、取引の必要性に留意し合理的な判断に基づき、一般の取引条件と同様に公正かつ適切であることを確認し決定いたしました。

当社取締役会は、当該取引条件等を把握し、当社の利益を害するものではないと判断しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ESネクスト有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 18,500千円

(注) 上記の報酬等の額は、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査について監査法人との契約において明確に区分せず、かつ、実質的にも区分出来ないため、双方あわせて記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に対して監査等委員会が同意をした理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めておりますが、2018年11月29日に監査等委員会設置会社へ移行したことに伴い、同日の取締役会において、同基本方針を改定する決議を行っております。また、2023年7月12日の取締役会にて企業集団における業務の適正を確保するための体制について、一部改定を行っております。概要はつぎのとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び従業員が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を確立するため、「コンプライアンス規程」をはじめ関連諸規程を定める。
- ② 法令及び定款遵守の実効性を確保するため、取締役会の下に設けられたリスク管理委員会を中心にコンプライアンスの推進を図る。
- ③ 内部監査室は、法令及び定款の遵守体制の有効性について内部監査を行い、適宜改善事項を指示し、その是正、改善を図る。
- ④ 法令違反行為等に関する従業員からの内部通報に対しては、速やかに適切な処置をとり、違反行為の早期発見と是正を図る。
- ⑤ 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、「反社会的勢力対策規程」に則り、毅然とした対応をとる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む。）のうえ、経営判断等に用いた関連資料とともに、「文書管理規程」に基づき適切に保存、管理する。
- ② 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役が常時閲覧できるように検索可能性の高い方法で保存、管理する。
- ③ 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ管理規程」に基づいてセキュリティの確保を図るとともに、継続的にその改善を図る。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の整備は、「リスク管理規程」に定めるリスク管理委員会を中心にその推進を図る。
- ② 平時においては企業活動に関わるリスクを洗い出し、その対応策を社内規程やマニュアル等に定める。
- ③ リスクが顕在化した場合には、「防災マニュアル」その他の定めに従って、迅速

な対応を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①「組織規程」、「業務分掌規程」等により、効率的な職務執行を確保するための分権を行う。
- ②取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- ③経営会議を原則月1回開催し、重要事項の事前協議等により、取締役会の職務執行の効率性を確保する。
- ④取締役及び執行役員は、職務執行状況を適宜取締役会に報告する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社が定める「関係会社管理規程」において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
- ②上記報告体制を通じて、グループ全体の経営状況を把握し、業務の適正の確保、リスク管理体制の整備を図る。
- ③子会社の自主性を尊重するとともに、事業の内容及び規模に応じた適切な子会社支援を実施し、子会社の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- ④リスク管理委員会を中心に子会社を含むグループ全体のコンプライアンス推進を図る。また、内部通報制度の対象に子会社の役員及び従業員も含める。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、必要に応じてその人員を確保する。
- ②当該従業員は、監査等委員会の指揮命令に基づき業務を行う。
- ③当該従業員の人事異動、評価等については、監査等委員会の意見を尊重し対処する。

7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及びその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①取締役及び従業員は、監査等委員会の求めに応じて、その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- ②取締役及び従業員は、業務執行に関する重要事項を遅滞なく監査等委員会に報告する。
- ③当社は、監査等委員会へ報告を行った取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び従業員に周知徹底する。
- ④監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会、経営会議のほか、重要な会

議に出席することができる。

⑤重要な決裁書類は、監査等委員会が選定する監査等委員の閲覧に供する。

8. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員会がその職務の執行について、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
9. その他監査等委員会の監査が、実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役、会計監査人及び内部監査室は、定期的または必要に応じて監査等委員会と意見交換を行い、監査等委員会監査の実効性の確保に努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記業務の適正を確保するための体制に関する決定内容に基づいて、その適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要はつぎのとおりです。

1. コンプライアンス体制及びリスク管理体制

当社では、全社的なコンプライアンス、リスク管理に関する協議を行う機関として、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を定期的に開催いたしております。当事業年度は同委員会において、「小売業界における賃金上昇」、「DX投資の連動した心理面教育」、「本社業務の効率化」及び「連結グループにおけるリスク管理体制およびコーポレートガバナンス」等を議題といたしました。また、コンプライアンス意識のいっそうの向上を図るため、管理職研修等の場を通じて、継続的に教育・啓蒙に努めました。

2. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び従業員は業務執行に関する重要事項を遅滞なく監査等委員会に報告するとともに、取締役は定期的または必要に応じて監査等委員会と意見交換を行い、監査等委員会監査の実効性を高めております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、定めておりません。

連結貸借対照表

(2023年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	7,403,866	流動負債	3,407,013
現金及び預金	1,937,234	支払手形及び買掛金	570,719
受取手形	4,046	電子記録債務	269,819
売掛金	677,405	1年内返済予定の長期借入金	1,868,575
商品及び製品	4,464,805	リース債務	3,528
仕掛品	16,975	未払法人税等	38,509
原材料及び貯蔵品	174,347	契約負債	96,328
その他	129,050	賞与引当金	90,000
固定資産	1,689,935	店舗閉鎖損失引当金	20,780
有形固定資産	764,917	資産除去債務	38,463
建物及び構築物	607,062	その他	410,290
リース資産	15,288	固定負債	4,183,315
その他	142,566	長期借入金	3,557,981
無形固定資産	120,167	リース債務	11,760
のれん	50,922	資産除去債務	337,841
その他	69,244	その他	275,732
投資その他の資産	804,850	負債合計	7,590,329
投資有価証券	72,751	純資産の部	
敷金及び保証金	702,541	株主資本	1,460,731
繰延税金資産	6,259	資本金	348,699
その他	23,297	資本剰余金	335,723
資産合計	9,093,801	利益剰余金	804,459
		自己株式	△28,150
		その他の包括利益累計額	△6,158
		その他有価証券評価差額金	△6,158
		新株予約権	48,899
		純資産合計	1,503,472
		負債及び純資産合計	9,093,801

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2022年9月1日)
至 2023年8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	12,742,594
売上原価	8,277,935
売上総利益	4,464,658
販売費及び一般管理費	4,681,458
営業損失	216,799
営業外収益	
受取利息	19
受取配当金	1,964
助成金収入	1,167
その他	2,727
営業外費用	
支払利息	30,713
その他	2,127
経常損失	243,762
特別利益	
雇用調整助成金	1,807
その他	154
特別損失	
固定資産廃棄損	3,309
減損損失	187,131
店舗閉鎖損失引当金繰入額	20,780
税金等調整前当期純損失	453,021
法人税、住民税及び事業税	58,400
法人税等調整額	156,629
当期純損失	668,051
親会社株主に帰属する当期純損失	668,051

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年9月1日)
(至 2023年8月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	343,785	325,528	1,510,636	△19,586	2,160,363
当連結会計年度変動額					
新株の発行	4,914	4,914			9,828
剰余金の配当			△38,124		△38,124
親会社株主に帰属する 当期純損失			△668,051		△668,051
自己株式の取得				△37,484	△37,484
自己株式の処分		2,636		18,985	21,621
新株予約権の発行					-
新株予約権の行使		2,644		9,935	12,579
新株予約権の失効					-
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					-
当連結会計年度変動額合計	4,914	10,194	△706,176	△8,563	△699,631
当連結会計年度末残高	348,699	335,723	804,459	△28,150	1,460,731

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	△6,396	△6,396	60,875	2,214,842
当連結会計年度変動額				
新株の発行				9,828
剰余金の配当				△38,124
親会社株主に帰属する 当期純損失				△668,051
自己株式の取得				△37,484
自己株式の処分				21,621
新株予約権の発行			744	744
新株予約権の行使			△12,566	12
新株予約権の失効			△154	△154
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	238	238		238
当連結会計年度変動額合計	238	238	△11,976	△711,369
当連結会計年度末残高	△6,158	△6,158	48,899	1,503,472

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年8月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	7,085,349	流動負債	3,298,802
現金及び預金	1,870,242	買掛金	566,305
売掛金	658,387	電子記録債務	269,819
商品	4,355,678	1年内返済予定の長期借入金	1,868,575
貯蔵品	80,057	リース債務	3,528
前払費用	83,515	未払金	205,183
その他	37,467	未払費用	169,796
固定資産	1,821,892	未払法人税等	8,249
有形固定資産	731,239	契約負債	44,683
建物	575,673	預り金	12,710
構築物	0	賞与引当金	90,000
工具、器具及び備品	140,277	店舗閉鎖損失引当金	20,780
リース資産	15,288	資産除去債務	38,463
無形固定資産	68,714	その他	708
ソフトウェア	52,324	固定負債	4,120,869
ソフトウェア仮勘定	16,390	長期借入金	3,531,305
投資その他の資産	1,021,938	リース債務	11,760
投資有価証券	72,751	資産除去債務	321,912
関係会社株式	252,239	長期未払金	255,891
出資金	50	負債合計	7,419,672
長期前払費用	22,757	純資産の部	
敷金及び保証金	668,356	株主資本	1,444,827
繰延税金資産	5,782	資本金	348,699
資産合計	8,907,241	資本剰余金	335,723
		資本準備金	325,699
		その他資本剰余金	10,024
		利益剰余金	788,556
		利益準備金	1,670
		その他利益剰余金	786,886
		別途積立金	255,403
		繰越利益剰余金	531,482
		自己株式	△28,150
		評価・換算差額等	△6,158
		その他有価証券評価差額金	△6,158
		新株予約権	48,899
		純資産合計	1,487,569
		負債及び純資産合計	8,907,241

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2022年9月1日
至 2023年8月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		12,359,060
売上原価		8,140,205
売上総利益		4,218,855
販売費及び一般管理費		4,485,982
営業損失		267,126
営業外収益		
受取利息	501	
受取配当金	1,964	
業務受託料	4,768	
助成金収入	1,167	
その他	2,082	10,483
営業外費用		
支払利息	30,507	
その他	2,084	32,591
経常損失		289,235
特別利益		
雇用調整助成金	1,807	
その他	154	1,961
特別損失		
固定資産廃棄損	2,740	
減損損失	187,131	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	20,780	210,651
税引前当期純損失		497,925
法人税、住民税及び事業税	21,005	
法人税等調整額	165,024	186,029
当期純損失		683,955

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(自 2022年9月1日)
(至 2023年8月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金			利益剰余金合計
当期首残高	343,785	320,785	4,743	325,528	1,670	255,403	1,253,562	1,510,636	△19,586	2,160,363
当期変動額										
新株の発行	4,914	4,914		4,914						9,828
剰余金の配当							△38,124	△38,124		△38,124
当期純損失							△683,955	△683,955		△683,955
自己株式の取得									△37,484	△37,484
自己株式の処分			2,636	2,636					18,985	21,621
新株予約権の発行										-
新株予約権の行使			2,644	2,644					9,935	12,579
新株予約権の失効										-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										-
当期変動額合計	4,914	4,914	5,280	10,194	-	-	△722,079	△722,079	△8,563	△715,535
当期末残高	348,699	325,699	10,024	335,723	1,670	255,403	531,482	788,556	△28,150	1,444,827

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△6,396	△6,396	60,875	2,214,842
当期変動額				
新株の発行				9,828
剰余金の配当				△38,124
当期純損失				△683,955
自己株式の取得				△37,484
自己株式の処分				21,621
新株予約権の発行			744	744
新株予約権の行使			△12,566	12
新株予約権の失効			△154	△154
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	238	238		238
当期変動額合計	238	238	△11,976	△727,273
当期末残高	△6,158	△6,158	48,899	1,487,569

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年10月24日

株式会社ハピネス・アンド・ディ
取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員 公認会計士 中川 真紀子
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 矢島 学
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ハピネス・アンド・ディの2022年9月1日から2023年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハピネス・アンド・ディ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年10月24日

株式会社ハビネス・アンド・ディ
取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員 公認会計士 中川 真紀子
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 矢島 学
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハビネス・アンド・ディの2022年9月1日から2023年8月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年9月1日から2023年8月31日までの第33期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さぬように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ESネクスト有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ESネクスト有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

- (1) 子会社 株式会社No.（ナンバー）の設立
- (2) 第11回新株予約権及び第12回新株予約権（行使価額修正型新株予約権転換権付）の発行決定

2023年10月24日

株式会社ハビネス・アンド・ディ	監査等委員会			
	監査等委員（常勤）	追川 正義	印	
	監査等委員	長谷川 正和	印	
	監査等委員	久保 達弘	印	

(注) 監査等委員 長谷川正和及び久保達弘は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を企業経営の観点から極めて重要と考えており、継続的な安定配当を基本方針といたします。

内部留保につきましては、経営体質の強化と新規出店等の設備投資等に活用し、収益基盤の強化・拡充を図ってまいります。

配当性向につきましては、今後の事業展開、業績見通し等を総合的に勘案しながら、30%程度とすることにしております。ただし、急激な経営環境の悪化による著しい業績低迷時を除き、1株当たり年間配当額15円を最低額といたします。

このような方針に基づき、当期の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金7.5円 総額19,071,705円

なお、中間配当金として1株につき金7.5円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金15円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2023年11月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 株式会社A b H e r iを完全子会社としたことに関する事項

当社は宝石・貴金属のデザイン、卸売及び小売を事業目的とする株式会社A b H e r iを完全子会社としたことに伴い、当社の事業目的に追加・変更するものであります。

(2) 補欠監査等委員である取締役選任に関する事項

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えるため、補欠の監査等委員である取締役の選任に関する規定について新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略)	< 現 行 通 り >

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 貴金属装飾品、時計、眼鏡、補聴器、喫煙具類の卸売及び小売、修理 2. 毛皮及び皮革製品の卸売及び小売 3. コンピューター及び関連機器のリース及び賃貸 4. 輸入ブランドバッグ、香水及び雑貨等の卸売及び小売 5. 貴金属装飾品、時計、バッグ、財布等の買取り、卸売及び小売 6. インターネット、カタログ等による通信販売等 7. 酒類の卸売及び小売 <ul style="list-style-type: none"> <新 設> <新 設> <新 設> <新 設> <p><u>8.</u> 前各号に付帯する一切の業務</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むこと、<u>並びに次の事業を営む会社その他の法人等の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の経営管理及びこれに付帯する又は関連する業務を行うこと</u>を目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>宝石、貴金属、貴金属装飾品、時計、眼鏡、補聴器、喫煙具類の卸売及び小売、修理</u> 2. 毛皮及び皮革製品の卸売及び小売 3. コンピューター及び関連機器のリース及び賃貸 4. 輸入ブランドバッグ、香水及び雑貨等の卸売及び小売 5. <u>宝石、貴金属、貴金属装飾品、時計、バッグ、財布等の買取り、卸売及び小売</u> 6. インターネット、カタログ等による通信販売等 7. 酒類の卸売及び小売 <u>8. 各種デザイン業</u> <u>9. その他サービス業</u> <u>10. 飲食業</u> <u>11. フランチャイズシステムによる経営及びコンサルティング</u> <u>12. 企業に対する経営診断、業務分析・診断及び改善案の提案、教育・研修並びにその他経営に関する総合指導、コンサルティング</u> <p><u>13.</u> 前各号に付帯する一切の業務</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3条～第21条（条文省略）</p> <p>＜新 設＞</p>	<p>＜現行通り＞</p> <p><u>（補欠監査等委員）</u></p> <p><u>第22条 法令又は定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員を選任することができる。</u></p> <p><u>2 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任にかかる決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第22条～第39条（条文省略）</p>	<p>第23条～第40条（現行通り）</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
 つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。
 なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。
 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	でん やすお 田 泰夫 (1947年10月24日生)	1967年11月 有限会社デン時計店（後に有限会社デンに社名変更）入社 1978年7月 同社取締役 1990年9月 当社設立 代表取締役社長 2019年11月 当社代表取締役会長（現任） 【取締役候補者の選任理由】 同氏は当社の創業者であり、代表取締役として長年にわたって経営の指揮を執り、業績の拡大など企業価値の向上に貢献されました。その豊富な経験と知識は、当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。	558,200株
2	でん あつし 田 篤史 (1972年11月13日生)	1992年4月 当社入社 2002年10月 当社取締役 2005年6月 当社常務取締役第一営業企画部長 2006年7月 当社常務取締役総務部長 2008年3月 当社取締役経営企画部長 2009年1月 当社取締役営業本部長 2015年9月 当社取締役事業推進部長 2018年1月 当社取締役情報推進部長 2019年11月 当社代表取締役社長 2023年9月 当社営業本部長兼代表取締役社長（現任） 【取締役候補者の選任理由】 同氏は当社の代表取締役社長であり、長年にわたって営業、商品開発、経営企画、人材教育など幅広い分野において要職を歴任しており、当社の営業部門・後方部門の両面に精通する見識は、当社の企業価値向上と持続的成長に貢献できる人材として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。	587,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	まえはら さとし 前原 聡 (1967年10月29日生)	<p>1991年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行</p> <p>2004年7月 みずほインベスターズ証券株式会社（現みずほ証券株式会社）出向</p> <p>2012年9月 株式会社トライアルカンパニー入社</p> <p>2014年10月 株式会社トライアル開発 代表取締役社長</p> <p>2017年6月 株式会社トライアルカンパニー取締役</p> <p>2018年6月 同社専務取締役</p> <p>2020年6月 当社入社 専務執行役員</p> <p>2020年11月 当社専務取締役（現任）</p> <p>2022年1月 ジットグループ株式会社 社外取締役（現任）</p> <p>2022年12月 株式会社AbHeri代表取締役社長（現任）</p> <p>【取締役の候補者の選任理由】 同氏は当社子会社の代表取締役社長であり、当社の専務取締役として金融業界経験を活かし資金調達、M&A、新規事業などのグループ戦略を担っており、同氏の経験や見識が当社グループにおける企業価値の更なる向上を推進するために適任であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>	10,300株
4	たかやす まさる 高安 勝 (1968年2月19日生)	<p>1991年3月 日興通信株式会社入社</p> <p>2005年12月 アデコ株式会社入社</p> <p>2006年3月 株式会社ワンビシアーカイブズ入社</p> <p>2010年9月 当社入社</p> <p>2013年10月 当社執行役員人事部長</p> <p>2015年3月 当社総務人事部長</p> <p>2015年11月 当社取締役総務人事部長</p> <p>2017年11月 当社執行役員総務人事部長</p> <p>2019年11月 当社取締役総務人事部長</p> <p>2020年9月 当社取締役総務部長</p> <p>2023年9月 当社取締役管理本部長兼総務部長（現任）</p> <p>【取締役候補者の選任理由】 同氏は当社の総務、法務、人事等の管理部門の要職を歴任しており、長年の業務経験を活かして管理組織の基盤整備を推進するために適任であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>	6,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	たかはし ひさお 高橋 寿夫 (1972年11月24日生)	<p>1996年4月 株式会社スズラン百貨店入社 2013年5月 株式会社メガネトップ入社 2015年1月 当社入社 2017年9月 当社執行役員営業部長 2021年10月 当社執行役員営業本部長 2021年11月 当社取締役営業本部長 2023年9月 当社取締役営業部長 (現任)</p> <p>【取締役候補者の選任理由】 同氏は小売業界での豊富な経験によって培われた幅広い知見を有しており、営業部門の責任者としての業務経験に基づく実行力により成長の牽引役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>	3,200株
6	まるやま まこと 丸山 誠 (1979年1月29日生)	<p>1997年4月 株式会社キムラヤ入社 2008年1月 当社入社 2010年12月 当社執行役員営業部副部長 2015年9月 当社商品部長 2017年9月 当社執行役員店舗開発部長 2021年11月 当社取締役社長室長兼店舗開発部長 (現任)</p> <p>【取締役候補者の選任理由】 同氏は、商品、店舗開発、経営企画と幅広い分野において要職を歴任しており、長年にわたって当社の事業戦略の要を担い成長に貢献しており、その見識と人脈は持続的成長の実現のために適任であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>	4,600株

- (注) 1 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2 各候補者の所有する当社の株式数は、2023年8月31日現在のものです。
3 取締役候補者 田 泰夫氏、田 篤史氏は、それぞれ当社の大株主であり親会社等に当たります。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

現任監査等委員である取締役長谷川正和氏は、本總會終結の時をもって辞任されますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本總會にて選任された監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任された監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
※ おた みわこ 太田 美和子 (1970年7月8日生)	1991年9月 富士通株式会社入社	-
	1997年10月 ひまわり法律事務所入所	
	2002年10月 株式会社ブレインリード入社	
	2006年4月 株式会社リアル・フリース(現amadana株式会社)入社	
	2009年12月 東京港税理士法人(現プライム税理士法人)入所	
	2013年6月 株式会社ネスト入社(現任)	
	2014年1月 青山外苑会計事務所(現Aoyama Accounting税理士法人)入所	
	2014年12月 税理士試験5科目合格	
	2015年4月 長谷川正和税理士事務所入所	
	2015年6月 税理士登録(東京税理士会)	
	2017年5月 太田美和子税理士事務所設立 代表(現任)	
2019年6月 東京税理士会京橋支部 幹事・委員受嘱(現任)		
2021年6月 東京税理士会本会 幹事・委員受嘱(現任)		
<p>【監査等委員である社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、税理士として企業税務に精通しており、経営の健全性及び透明性の向上に貢献する資質と見識を備えているためであります。監査等委員取締役に就任した場合、見識などに基づき当社の経営全般の監督機能及び当社グループのガバナンス強化のために尽力いただけると判断いたしました。</p>		

- (注) 1 ※印は、新任候補者であります。
- 2 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 3 太田美和子氏が監査等委員である取締役に就任する場合、当社は、同氏のとの間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結いたします。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額となっております。
- 4 太田美和子氏は社外取締役候補者であり、社外取締役に選任された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館9階 会議室
電話：03-3667-9210



交通機関

- ・地下鉄 ○東京メトロ日比谷線・東西線 茅場町駅（8番出口より直結）
○東京メトロ銀座線、都営地下鉄浅草線 日本橋駅（D2出口）より徒歩5分

※会場には、本総会専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承ください。